

表2：研修施設として備えるべき要件

診療科	食道外科	呼吸器外科	耳鼻咽喉科	呼吸器内科
研修施設の定義	日本気管食道学会認定気管食道科専門医*1名以上が勤務し、表1のカリキュラムに沿った研修が可能な設備と機能を有する施設（*本制度発足後5年間は日本気管食道学会認定医をもってこれに代えることが出来る）			
施設としての共通要件	I. 画像診断装置 1) 単純X線撮影装置 2) 造影X線撮影装置 3) CTもしくはMRI 4) 超音波診断装置 II. 内視鏡装置 III. 呼吸機能検査装置（スパイロメトリー、努力呼出曲線、拡散能） IV. 人工呼吸器 V. 検査 1) 細菌検査 2) 病理検査			
専門領域として備えるべき要件	1) 手術要件 ①食道癌手術を含む一般消化器外科手術を施行出来る環境（施行実績を求めらるなら、食道癌手術年間5例以上） ②上部消化管鏡視下手術を行なえる設備（施行実績：用手補助を含む上部消化管鏡視下手術年間1例以上） ③微小血管吻合を含む形成外科的手術の可能な体制 2) 内視鏡 ①上部消化管内視鏡 ②気管支内視鏡 3) 耳鼻咽喉科医へのコンサルト体制	1) 手術要件 ①開胸手術設備 2) 内視鏡 ①気管支内視鏡 ②胸腔鏡	1) 手術要件 ①ラリngoマイクロレーザー（喉頭微細手術）設備 2) 内視鏡 ①喉頭内視鏡 3) RI 検査 4) 甲状腺機能・上皮小体機能検査	1) 内視鏡 ①気管支内視鏡 2) 検査 ①気道過敏性検査 3) アプノモニター
専門領域として備えていることが望ましい要件	1) EUS 2) 検査 ①食道内内圧測定検査 ②食道内持続 pH 測定検査 3) 耳鼻咽喉科医の常勤 4) 言語療法士の勤務	1) 内視鏡 ①硬性気管支鏡 ②縦隔鏡 2) レーザー装置 ①高出力レーザー装置 ② PDT 用低出力レーザー装置 3) アルゴンプラズマ凝固装置 4) スネア	1) 光源装置 ①喉頭ストロボスコープ 2) 検査 ①音声機能検査 ②音響分析検査 3) 内視鏡 ①下咽頭内視鏡 4) 言語聴覚士の勤務	